

令和7年度任用 太良町会計年度任用職員任用試験公告

令和7年5月19日

太良町長 永 淵 孝 幸



地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項の規定に基づき、令和7年度太良町職員任用試験を次のとおり実施します。

1. 会計年度任用職員の募集概要

- ①選考方法 「書類審査」及び「面接」を実施します。
- ②試験実施日 令和7年6月16日（月）
- ③試験会場 太良町役場
- ④合格発表 試験終了後、役場に掲示するほか、合格者に通知します。
- ⑤申込み方法 「直接申込み」又は「郵送」
- ⑥申込の手続き及び受付期間

（1）申込書等の請求

申込書及び募集要項は、役場総務課で交付します。

※太良町ホームページからも取得することができます。

（2）申込先及び申込手続き

申込書に必要事項を記入し、写真欄には直近3カ月以内に撮影した本人の写真（縦4cm 横3cm）を貼って、役場総務課に提出してください。

（3）受付期間

令和7年5月19日（月）から令和7年6月11日（水）まで、土・日曜日、祝祭日を除く午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

※郵送による場合は、令和7年6月11日までに届いたものに限り受け付けます。

なお、提出された書類はお返しできません。

⑦募集職種及び任用条件等 一般事務 1名

- ・太良町内に住所を有する方又は太良町出身者
- ・S61.4.1以降に生まれた方

（1）労働保険

労働災害補償保険法又は、市町村非常勤職員の公務災害補償が適用されます。

（2）社会保険

社会保険（健康保険）が適用されます。

（3）雇用保険

雇用保険が適用されます。

（4）通勤手当

距離に応じて支給します。

（5）期末・勤勉手当

週15時間30分以上の勤務かつ任期が6カ月以上の場合に該当します。

6月と12月に支給します。

(6) 年次休暇

勤務日数に応じた有給の年次休暇が付与されます。

(7) 服務・人事評価

常勤職員と同様に、服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに人事評価制度、懲戒処分の対象となります。

(8) 時間外勤務

職種等により、時間外勤務を命じる場合があります。

⑧受験資格（共通）

地方公務員法第16条の規定に基づき、次のいずれか1つでも該当する方は応募できません。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(2) 太良町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2. その他

受験された方は、令和7年度会計年度任用職員登録名簿に登載されます。

3. 問い合わせ先

太良町役場 総務課 庶務人事係

郵便番号 849-1698

住 所 佐賀県藤津郡太良町大字多良1番地6

電 話 0954-67-0129（総務課直通）